

横浜市立盲特別支援学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年 3月31日

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つという出来事が起きている。このようなことをなくすために、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、いじめの重要性をより一層認識する必要がある。さらに、いじめはどこの学校・学級でも起こりうるという認識を学校関係者一人ひとりが強くもち、いじめに対処する必要がある。

よって、平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等に関する措置を効率的に行うため、横浜市立盲特別支援学校いじめ防止対策委員会を設置する。

2 横浜市立盲特別支援学校いじめ防止対策委員会について

(1) 定義

「いじめ」とは、「当該幼児児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

「文部科学省」 <<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>>

(2) 目的

校内に複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により組織される「いじめ防止対策委員会」を設置することにより、生徒・保護者等に対して、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にするとともに未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(3) 取組内容

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ④ いじめを行った生徒に対する指導
- ⑤ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑥ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ その他いじめの防止に係ること

(4) 構成

校長(委員長) ・ 副校長 ・ 教務主任 ・ 各学部主任および主幹教諭
養護教諭 ・ センター機能主任 ・ 生活支援指導部 ・ (スクールカウンセラー)
定例(毎月)の連絡調整会議の中に、本会議を設定する。各学部会や分掌部会と連携した運営を行う。

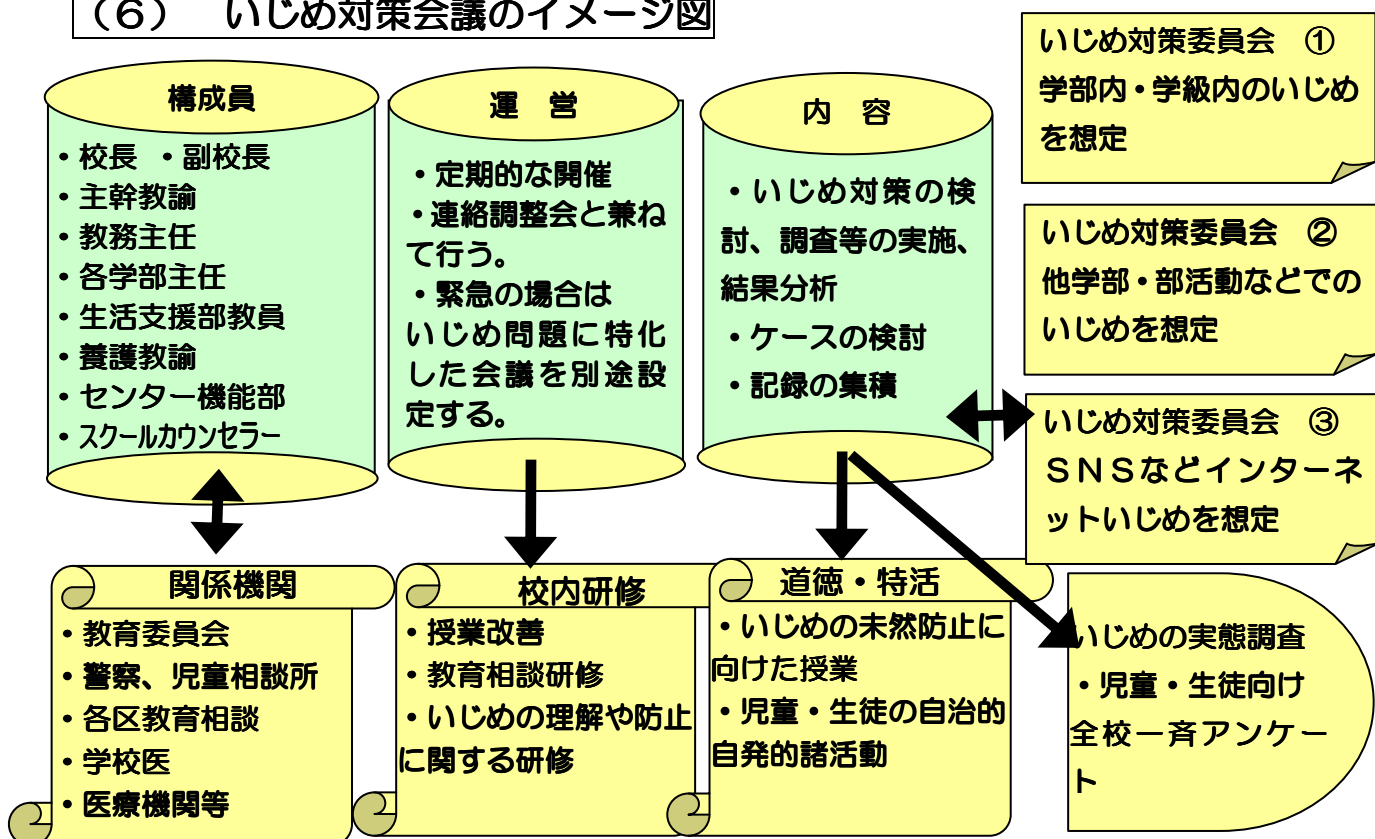
(5) 具体的な取組

※年間活動計画は別途に定める

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】いじめ生起時の取組
○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間活動計画・活動事例の作成 ○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施	◎緊急いじめ防止対策委員会の開催 (警察等関係機関・教育委員会との連携) ◎事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知

<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○実態把握アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間の情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等） （事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修も） 	<ul style="list-style-type: none"> （委員会が取組全体の要となって組織的に対応する） ◎専門的知識を有する者との連携 （メンタルヘルス・ケア等への配慮） ◎家庭との連携 ◎サポートチームの対応策検討 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施
---	---

（6）いじめ対策会議のイメージ図



附則 この要綱は、平成26年3月31日より施行する。

横浜市立盲特別支援学校いじめ対策マニュアル（抜粋）

1 いじめの初期対応

（1）対応の基本姿勢

いじめを発見した場合は、的確に状況を把握しながら学校としての情報共有に努め、第三者機関の指導支援を含めた対応に心がける。

（2）子どもの変化に気づいたときの対応

- ① 相談へと導く → やさしく、自然な声かけで、変わったことは？ 何か悩み事は？
- ② 相談 → 環境を整え、すべて受け入れる姿勢で、親身になって話を聞く。
- ③ 相談への対応 → 児童生徒自身の悩みは、共に考え解決への方策へと導く。
- ④ 情報収集 → 学校内外への相談は？ 他の教職員も情報の収集や目配りの協力する。
- ⑤ 全体への指導 → いじめ問題の話と学校がいじめ問題に対する強い姿勢を示す。

（3）いじめを発見した場合の対応

- ① 感情的にならずに毅然とした態度で制止する。
- ② 関係した児童生徒を集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。

- ③ 必要があれば、他の教師も立ち会ってもらおう。
- ④ その日のうちに教職員で連携を図り、関係した児童生徒一人ひとりに別々に話を聞き、状況の確認を行い記録しておく。
- ⑤ 関係した児童生徒達の保護者に対し、確認された事実に基づき、状況と学校の対応(指導等)について説明する。(発生した事実を隠さず伝え、説明責任を果たす)

(4) いじめの相談があった場合の対応

いじめの発覚で、最も多いケースは「子ども本人や保護者からの相談」と考えられる。対応する教師は、先の「変化に気づいたとき」と同様、相談者の立場に立って、不安を受け止め安心感を与えながら、一緒に考えようとする姿勢で対応する。

2 ネット上のいじめへの対応

必要となる基本的な対応は、いじめ問題と同様だが、その匿名性の高さや、時間・場所を選ばない点、解決の確認が難しい点などを考慮する必要がある。インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

- (1) 未然防止には、幼児児童生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。
- (2) 早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている幼児児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を行う。
- (3) 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

3 重大事態への対処

1 横浜市における取組

- (1) いじめにより在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、第三者からなる調査委員会において、速やかに調査を行います。いじめが原因と考えられる長期間(概ね年間30日を目安)欠席する場合は、幼児児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- (2) 重大事態発生の場合には、速やかに関係者に対し支援を行う。
- (3) 重大事態に関わる調査は、教育委員会が主体となって実施し、行った際には、その結果を議会に報告します。教育委員会は、関連機関(第三者機関)などを活用し、公平・中立性を確保した調査を実施する。教育委員会は、いじめを受けた児童等及び保護者へ調査結果を情報提供する。
- (4) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、調査委員会において、速やかに調査を行います。
- (2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。
- (3) 学校は、市長への報告の際に、いじめの被害を受けた児童等又は保護者の所見文書を提出できるようにする。

平成26年度いじめ防止対策推進委員会行動年間計画

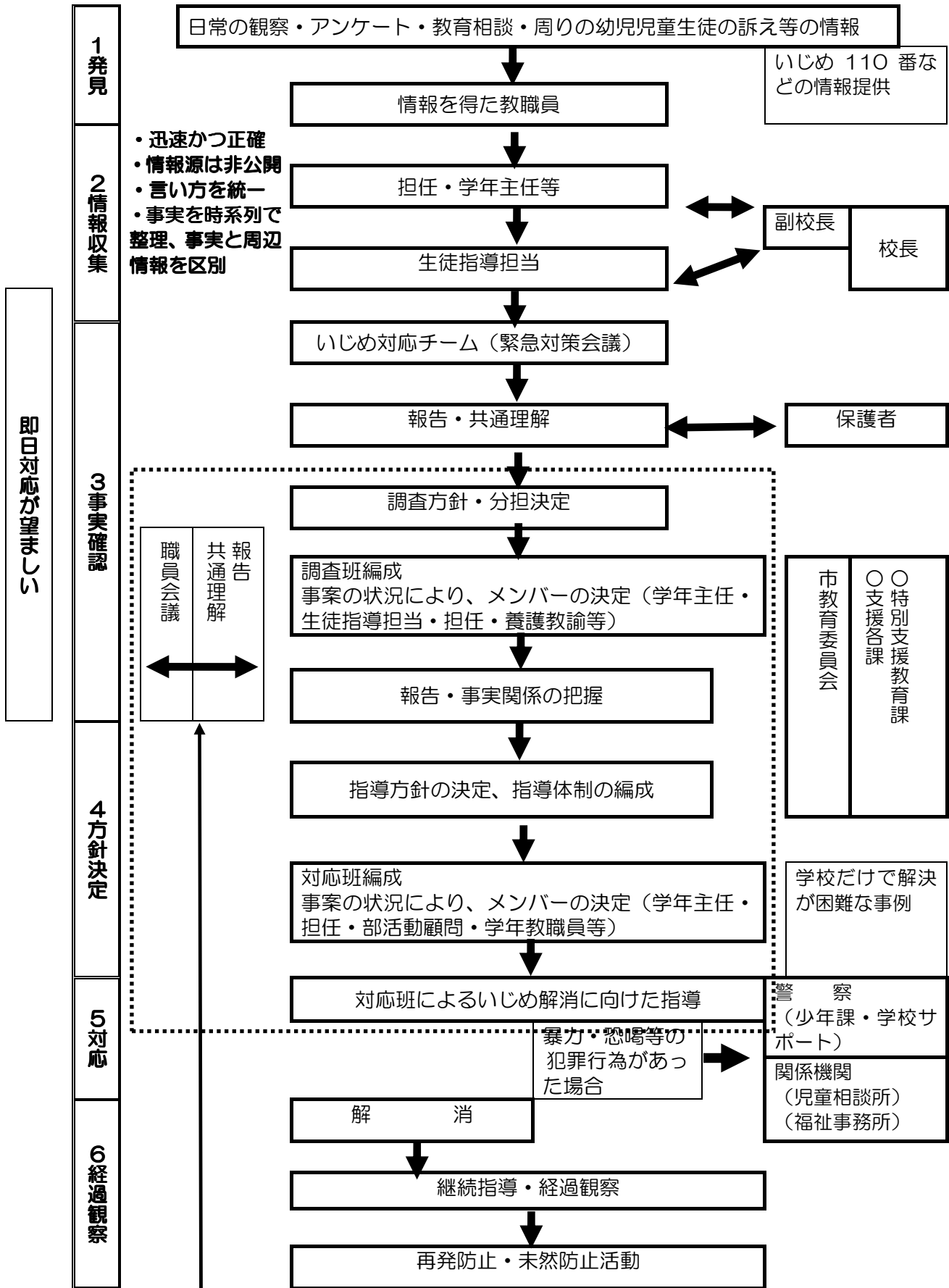
	日時	行 動 内 容	備 考
前 期	25 年度	<ul style="list-style-type: none"> いじめ根絶に関する基本姿勢の表明及び職員の間通理解) 「いじめ防止プログラム」の策定及び幼児児童生徒、保護者、地域、関係機関等への説明 「いじめ防止プログラム」推進組織づくり・推進計画策定 	推進主幹会議 連絡調整会議 学部会・職員会議 P T A運営委員会
	4月	<第1回推進委員会> ・前年度のいじめ防止の取組課題と改善策を周知し、危機管理意識を高める。 ・「いじめ防止対策推進委員会設置要項」を確認しながら組織でいじめ防止の風土をつくる。	不祥事防止委員会 体罰・セクハラ～相談窓口・相談日 個別教育計画面談 保護者説明会
	5月	<第2回推進委員会> ・スクール・カウンセラーとの情報交換 ・運動会を通じた適応指導（学級集団づくり、教育相談他） ・いじめ防止アンケート ・家庭訪問、保護者・P T Aとの連携 ・いじめ防止に向けた校内研修、気になる子の情報交換	学家地連携会議 民生委員・補導員連絡会 相談日 学部会～生活支援部
	6月	<第3回推進委員会> ・人間関係調査（なかよし・友だち関係アンケート） ・適応指導（教育相談、校外学習時のグループづくり他） ・「いじめをゆるさない」キャンペーン活動：道徳教育の推進	学校評議委員会 相談日 部活動顧問会
	7月	<第4回推進委員会> ・第1回いじめ防止アンケート結果から具体的な改善 ・危機管理研修会（校内研修・服務研修）、研修会等への参加 <夏季休業中> ・教育相談（保護者、担任）、通級との面談（担任）	全校・学部集会 保護者懇談会 P T A運営委員会 地域の方々との懇談 相談日
	8月	・校内研修へ向けての資料づくり	部活動顧問会
	9月	<第5回推進委員会> ・なかよし・友だちアンケート結果からの具体的な取組について	相談日 前期の学校生活評価
	10 月	<第6回推進委員会> ・気になる生徒への取組について ・文化祭を通じた集団活動指導 ・生活見直し習慣の実施 ・国際人権デーと連携した「人権強調旬間」の活動	学校評議委員会 学警連会議 個別教育計画相談 前期～後期計画作成
	11 月	<第7回推進委員会> ・第2回いじめ防止アンケート実施 ・学校行事の取組の振り返り （効果的な集団づくりについて）	相談日 地域の方々との懇談会 部活動顧問会
後 期	12 月	<第8回推進委員会> ・第2回いじめ防止アンケート結果から具体的な改善 <冬期休業日前・休業中> ・家族・親戚等との関わり方指導	相談日 学部集会 職員会議報告
	1月	<第9回推進委員会> ・スクール・カウンセラーとの情報交換 ・学校評価の検証	相談日 学警連会議 学家地連携会議
	2月	<第10回推進委員会> ・第3回いじめ防止アンケートの実施 ・今年度の取組のまとめ	学校関係者評価委員会・ 入学説明会 後期の学校生活評価
	3月	<第11回推進委員会> ・第3回いじめ防止アンケートから具体的な改善 ・道徳・各教科を通じての「いじめ防止プログラム」の推進 ・次年度へ向けて（入学予定生徒の情報交換）	P T A運営委員会 相談日 学部会～連調～職員会議

※ いじめ防止対策推進委員会以後「推進委員会」は、毎月定例の連絡調整会議「連・調」の中で行う。

※ 平成26年度は、3月に推進委員会の行動計画について検討を行い、4月から行動計画に沿った取組を行う。

※ 緊急の場合には、校長が主宰して本委員会を開催する。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）



- ⇒ 緊急度の判断（自殺防止の徹底）
- ⇒ 問題の捉え方を共有する
- ⇒ 解決の方策・手立ての検討
- ⇒ 出席停止措置等の検討
- ⇒ 報道対応の確認（教育長）